

〔相続・遺言研究部〕

1 全体部会の研究活動（令和2年12月～令和3年11月）

令和2年4月より社会情勢に鑑み休会としていたが、令和3年4月21日、民法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、同年5月より、ズーム会議方式により、定例部会の開催を始めた。

今般の民法等の改正の主眼は、所有者不明不動産や管理不全不動産についての管理、処分に関する政策の実現にあり、民法改正においても、従前の共有規定の整備を始め、上記政策に適う規定の新設があるので、当面、改正民法の研究を継続する予定である。

なお、出席者は7～10名程度である。

2 その他の活動

令和2年1月より、部会として、「（仮称）相続のトラブル相談」（民事法研究会発行予定）の執筆に着手し、メーリングリストを活用して作業を進めている。

3 部会役員（令和3年度）

部	長	野々山 哲郎
副	部 長	手塚 正枝
事務局長兼会計	仲	隆
事務局次長	浦岡	由美子
紀要編集委員	仲	隆
研修委員会委員	長	濱 晶子

以 上
(仲 隆)